

発議第1号

平成31年2月21日

木津川市議会議長 高味 孝之 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会
委員長 高岡 伸行

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

木津川市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(平成30年木津川市条例第48号)が平成30年12月27日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同項第3号中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月26日から施行する。

参考資料（発議第1号）

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表	
（新）	（旧）
第1条（略） （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）	第1条（略） （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条（略） 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
（1） 総務文教常任委員会 <u>7人</u> ア～カ（略）	（1） 総務文教常任委員会 <u>8人</u> ア～カ（略）
（2）（略）	（2）（略）
（3） 産業建設常任委員会 <u>6人</u> ア～ウ（略）	（3） 産業建設常任委員会 <u>7人</u> ア～ウ（略）
第3条～第31条（略）	第3条～第31条（略）

